

＜ワンタイムパスワードサービス利用にかかる追加規定＞（2021年4月1日改定）

ワンタイムパスワードサービスの利用に際しては、ちばぎんマイアクセス利用規定に加え、後記1から11までの追加規定（以下「ワンタイムパスワード追加規定」といいます）を適用します。なお、特段の定めのない限り、ちばぎんマイアクセス利用規定における定義は、ワンタイムパスワード追加規定においても適用されるものとしますが、本追加規定において「契約者」とはマイアクセス契約者のうち、ワンタイムパスワードサービスの利用申込みを行い、当行が申込みを応諾した契約者をいいます。

1. (ワンタイムパスワードサービス)

ワンタイムパスワードサービスとは、ちばぎんマイアクセスの各サービスの利用に際し、当行が契約者に交付する機器「トークン」（以下「パスワード生成機」といいます）により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、契約者番号およびログオンパスワードに加えて用いることにより、契約者本人の認証を行うサービスをいいます（ただし、ちばぎんマイアクセスのサービス内容により、契約者番号、ログオンパスワードおよびワンタイムパスワードに加えて、確認番号が必要となるサービスがあります）。

2. (利用登録)

- (1) ワンタイムパスワードサービスを利用できる者は、インターネットバンキング契約者に限るものとします。
- (2) ワンタイムパスワードサービス利用を希望するインターネットバンキング契約者は、当行所定の方法により利用申込を行うものとします。
- (3) 当行は、ワンタイムパスワードサービス利用申込を応諾した場合、契約者の届出住所あてにパスワード生成機を郵送するものとし、到達しなかった場合であっても、パスワード生成機の再送は行いません。なお、この場合、第7条第1項、第2項、第3項により当行が契約者より受領した手数料は返金しません。契約者は改めて前項の利用申込を行うものとします。
- (4) パスワード生成機の所有権は、当行に帰属するものとし、契約者にパスワード生成機を貸与するものとします。パスワード生成機は、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利を設定してはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできません。
- (5) パスワード生成機到着後、契約者は当行所定の方法により、パスワード生成機に表示されているシリアル番号およびワンタイムパスワードを正確に入力し、ワンタイムパスワード利用開始の登録を行うものとします。
- (6) 当行が登録内容を確認し、当行が認識したシリアル番号およびワンタイムパスワードが、当行が保有しているシリアル番号およびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当行は契約者からの利用開始の依頼とみなし、利用開始手続を行います。なお、ワンタイムパスワードサービスの利用開始時期は、利用開始の依頼による当行の利用開始手続完了後の当行所定の時期とします。
- (7) ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、ちばぎんマイアクセスの各サービスの利用に際し、当行は契約者番号およびログオンパスワードに加えてワンタイムパスワードによる認証を行います。

3. (パスワード生成機の有効期限等)

- (1) パスワード生成機の有効期限は、当行が定める期限までとします。
- (2) 当行は、当行所定の方法により、パスワード生成機の有効期限を契約者に通知しますので、切替更新を依頼する契約者は、当行所定の方法により、切替更新申込を行うものとします。

- (3) 当行は、切替更新申込を応諾した場合、契約者に新しいパスワード生成機を届出住所あて郵送するものとし、到達しなかった場合であっても、パスワード生成機の再送は行いません。なお、この場合、第7条第1項、第2項、第3項により当行が契約者より受領した手数料は返金しません。契約者は改めて前項の切替更新申込を行うものとしします。
- (4) 新しいパスワード生成機が交付された場合には、契約者は再度利用開始の登録を行うものとしします。また、古いパスワード生成機は契約者自身で廃棄するものとしします。

4. (取引限度額)

- (1) ワンタイムパスワードの利用登録後は、インターネットバンキングの振込における1回あたり取引限度額、および1日あたりの取引限度額は、パソコンの利用画面より、当行所定の金額の範囲内で変更可能とします。
- (2) ワンタイムパスワードの利用停止・解約にあたり、契約者が指定した振込における取引限度額が、ワンタイムパスワード未契約者の取引限度額を超えている場合には、その超過部分は無効とし、未契約者の取引限度額に引下げるものとしします。

5. (紛失、盗難)

契約者は、パスワード生成機を紛失したとき、パスワード生成機が偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとしします。この届出を受けたときは、当行は直ちにワンタイムパスワードサービス利用停止の措置を講じます。

6. (再発行)

- (1) 契約者は、紛失、盗難、破損等によりパスワード生成機の再発行を希望する場合、当行所定の方法により再発行の依頼を行うことができます。当行がパスワード生成機の再発行の依頼を受け付けた場合、当行は、パスワード生成機を再発行のうえ、契約者の届出住所あてに郵送するものとし、到達しなかった場合であっても、パスワード生成機の再送は行いません。なお、この場合、第7条第1項、第2項、第3項により当行が契約者より受領した手数料は返金しません。契約者は改めて前項の利用申込を行うものとしします。
- (2) パスワード生成機の再発行を行った場合には、契約者は再度利用開始の登録を行うものとしします。
- (3) 当行がパスワード生成機の再発行の依頼を受け付けた場合、再発行後の利用開始時期までの間、ちばぎんマイアクセスの各サービスにおける本人確認手続はちばぎんマイアクセス利用規定による各サービスの本人確認に準じて行うものとしします。
- (4) 契約者の責めによらない故障によりパスワード生成機を再発行する場合には、契約者は当行所定の再発行手数料を支払わないものとしします。

7. (手数料等)

- (1) パスワード生成機の発行手数料・再発行手数料（以下「手数料等」といいます）は、別途当行の定めるところによるものとしします。
- (2) 手数料等は、ちばぎんマイアクセスご利用規定第3条第1項第1号に定義するご本人口座から引き落とします。
- (3) 手数料等は、当行の各種預金約定・規定、各種当座貸越約定等にかかわらず、預金通帳・カードおよび払戻請求書・当座小切手または借入請求書の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱います。

- (4) ワンタイムパスワードサービス利用申込後、手数料等の引き落とし前に本契約を解約した場合でも、当行所定の方法により手数料等を引き落とします。本条第1項及び第2項により当行が契約者より受領した手数料等は返金しません。
- (5) 当行は、契約者に事前に通知することなく手数料等を変更する場合があります。

8. (免責事項等)

- (1) パスワード生成機を発行または再発行により契約者に郵送する際に、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者(当行職員を除く)が当該パスワード生成機を入手したとしても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成機は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびパスワード生成機の管理について、契約者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当行は一切の責任を負いません。
- (3) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。
- (4) 契約者の届出住所が不正確であるため、あるいは、契約者が届出住所の変更の届出を怠ったために、パスワード生成機が当行に返戻された場合は、ワンタイムパスワードサービスは使用できなくなります。また、パスワード生成機が郵便局の留置期間経過等の理由で当行に返戻された場合は、契約者は当行に再度、申込を依頼するものとします。
- (5) パスワード生成機を紛失、盗難、破損等により再発行する場合、パスワード生成機の到着前にワンタイムパスワードの入力を必要とする取引ができなかったことに起因して契約者に損害・不利益が生じても、当行は一切の責任を負いません。
- (6) パスワード生成機の不具合等により、取扱いが遅延または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

9. (利用停止、解約)

- (1) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるワンタイムパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対するワンタイムパスワードサービス利用を停止します。契約者がワンタイムパスワードサービス利用の再開を依頼する場合には、当行所定の書面により当行あてに届け出るものとします。
- (2) 第7条第1項及び第2項に定める手数料等の支払いがなされなかった場合、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができるものとします。なお、契約者がワンタイムパスワードサービス利用の再開を依頼する場合には、当行所定の書面により当行あてに届け出るものとします。
- (3) 契約者が本利用規定に違反した場合等、当行がワンタイムパスワードサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなくワンタイムパスワードサービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、ワンタイムパスワードサービスの利用停止を解除できます。
- (4) ワンタイムパスワードサービスの契約は、通知することにより当事者の一方の都合で、いつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力は、ワンタイムパスワードサービスに関するものに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。

- (5) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも、本契約を解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出住所先もしくは届出メールアドレス先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。
- ①住所変更の届出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - ②支払の停止または破産、民事再生手続開始の申し立て、または、今後制定される倒産手続開始の申し立てがあったとき
 - ③相続の開始があったとき
 - ④当行所定の期間にわたり、第7条第1項及び第2項に定める手数料等の支払いがなされなかったとき
- (6) 利用停止または解約時点で当行が既に取引の依頼を受け付けている場合、当行は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については手続を行うものとします。

10. (規定の準用)

本利用規定に定めのない事項については、ちばぎんマイアクセス利用規定により取り扱います。

11. (規定の変更)

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上